資料編

【1】宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会委員名簿

(区分・50 音順)

	所属・役職等	氏名(敬称略)	区分等
1	公益財団法人正光会 地域活動支援センター柿の木施設長	青嶋 由貴	学識経験者・有識者等
2	南予圏域障害者就業・生活支援センター きら管理者	武下 志保	学識経験者・有識者等
3	社会福祉法人旭川荘南愛媛療育センター 相談支援事業所 相談支援専門員	籔内 誠	学識経験者・有識者等
4	津島町みどりの会副会長	家田 充博	社会福祉関係団体等の代表者
5	宇和島市障害者協議会会長	川﨑 健二	社会福祉関係団体等の代表者
6	社会福祉法人八つ鹿会 八つ鹿工房施設長	楠本 由紀子	社会福祉関係団体等の代表者
7	宇和島市手をつなぐ育成会会長	谷田 典弘	社会福祉関係団体等の代表者
8	社会福祉法人宇和島福祉協会 豊正園施設長	平野富希子	社会福祉関係団体等の代表者
9	なんよエリア視覚障がい者協会会長	松浦 常子	社会福祉関係団体等の代表者
10	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会 地域福祉課長	松田 伸一	社会福祉関係団体等の代表者

【2】宇和島市障害者計画検討委員会規則

令和3年3月23日 規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇和島市障害者計画の策定、評価及び改善に係る検討を行うため、宇和島市障害者 計画検討委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 宇和島市障害者計画の策定に係る検討に関すること。
 - (2) 宇和島市障害者計画の評価及び改善に係る検討に関すること。
 - (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員会の構成員)

- 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 学識経験者、有識者等
 - (2) 社会福祉関係団体の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から第1条の規定による設置目的が達成されたときまでとする。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条に規定する委員がその身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委 員長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

【3】宇和島市障害福祉計画検討委員会規則

令和3年3月23日 規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇和島市障害福祉計画の策定、評価及び改善に係る検討を行うため、宇和島市障害 福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 宇和島市障害福祉計画の策定に係る検討に関すること。
 - (2) 宇和島市障害福祉計画の評価及び改善に係る検討に関すること。
 - (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員会の構成員)

- 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 学識経験者、有識者等
 - (2) 社会福祉関係団体の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から第1条の規定による設置目的が達成されたときまでとする。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条に規定する委員がその身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委 員長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

【4】策定経過

令和5(2023)年度

期日	項目	内容
令和5 (2023) 年 8月~9月	アンケート調査等	・障がい福祉に関するアンケート調査の実施 ・障がい者支援に関する事業所調査の実施 ・障がい者支援に関する関係団体調査の実施
令和5 (2023) 年 10月25日(水)	第1回 宇和島市障がい者 計画・障がい福祉計画検討 委員会	・策定スケジュールについて・計画の概要について・宇和島市の障がいのある人を取り巻く現状について・障がい福祉計画(第6期)の進捗状況について・アンケート報告について
令和6 (2024) 年 2月9日(金)	第2回 宇和島市障がい者 計画・障がい福祉計画検討 委員会	・宇和島市障がい福祉計画(第7期)、宇和島市障がい児福祉計画(第3期)素案について ・パブリックコメントの実施について
令和6 (2024) 年 2月15日(木)~ 2月28日(水)	パブリックコメント	・宇和島市障がい福祉計画(第7期)、宇和 島市障がい児福祉計画(第3期)計画案に ついて
令和6 (2024) 年 3月5日(火)	第3回 宇和島市障がい者 計画・障がい福祉計画検討 委員会	・パブリックコメントの結果について ・宇和島市障がい福祉計画(第7期)、宇和 島市障がい児福祉計画(第3期)最終案に ついて

【5】用語解説

用語	説明		
【あ行】			
アセスメント	利用者の家庭の状況、環境などを把握し、日常生活の評価から利用者が希望する生活や課題等を把握すること。		
育成医療	身体に障がいがあるか、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる 18 歳未満の児童を対象に、その障がいの治療や軽減するための医療を受ける場合 に、医療費の自己負担を軽減する制度のこと。		
一般就労と福祉的就 労	「一般就労」とは、企業などに就職し労働契約を結んで働く就労形態のこと。 「福祉的就労」とは、就労支援施設などで福祉サービスを受けながら働く働き 方のこと。福祉的就労には、一般就労に向け訓練をする「就労移行支援」や施設 で賃金や工賃を得ながら働く「就労継続支援(A型・B型)」などがある。		
医療的ケア	鼻などから管を通し栄養剤を送る経管栄養やたんの吸引など、医師の指導の下に医療的介助を行うこと。また、医療的ケア児とは、日常生活を行う上で医療的ケアを必要とする 18 歳までの児童のこと。		
インクルージョン	包含、包括と訳される。個人が持つ特有のスキルや経験、価値観等について、お 互いが認め合い、活用される社会や組織、仕組みのこと。		
SNS	人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の WEB サイトのこと。 (Facebook、X (旧 Twitter) など)		
【か行】			
カンファレンス	「会議」という意味で、利用者の現状や問題点などを各担当が共有し、協議しながら、より良い支援方法を検討することを目的として行っている。		
基幹相談支援センター	障がいの種別や障がい者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な情報提供や助言を行い、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。		
QOL	Quality Of Life の略称で「生活の質」「人生の質」などと訳される。「自分らしい充実した人生を送る」といった意味を持ち、その人の生活や人生の豊かさを示す際の指標となる概念のこと。		
共生型サービス	介護保険事業所が障害福祉サービス事業所としての指定を、障害福祉サービス 等事業所が介護保険事業所としての指定を受けることで、高齢者と障がいのあ る人等双方の利用を可能とする制度のこと。		
共生社会	障がいの有無にかかわらず、誰もが互いにその人格と個性を認め、支え合いながら、社会参加や社会貢献ができる社会のこと。		
強度行動障がい	自傷、他傷、こだわり、物を壊す、睡眠の乱れ、多動など本人や周囲の人の暮ら しに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支 援が必要になっている状態のこと。		
共有ファイル	文書や画像などのファイルをネットワークを経由して、他のコンピュータから 使えるように設定したファイルのこと。		
言語聴覚士	言葉によるコミュニケーションや嚥下(えんげ)に困難を抱える人を対象に、専門的な訓練、指導等を行う専門職のこと。		

用語	説明
言語・聴覚・そしゃく 機能障害	音声を全く発することができない、又は発声しても言葉にならない「言語機能を喪失した状態」を音声・言語機能障害といい、そしゃく機能障害は、嚥下(えんげ)機能の低下により、食物等を摂取するために、身体に管を挿入し流動食を注入して栄養を補給する「経管栄養」以外に方法がない状態をいう。
更生医療	18歳以上の身体障害者手帳を持っている人を対象に、その障がいを軽減又は悪化を防ぐための治療を行う場合に、医療費の自己負担を軽減する制度のこと。
合理的配慮の提供	障がいのある人から社会の中にある障壁を取り除くために、必要かつ合理的な対応を行うこと。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」においては、行政機関等及び事業者は、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない、と規定されている。
【さ行】	
作業療法士	障がいのある人がその心身機能を回復し、日常生活に復帰できるよう食事、歯 みがきなど日常生活の動作、家事、芸術活動、遊び、スポーツといった生活にお ける作業や動作などを用いて訓練、指導、援助を行う医療技術者のこと。
児童福祉法	子どもの健やかな成長と最低限度の生活を保障するため、全ての児童が福祉を 等しく保障される権利や支援を定めた法律のこと。障がい児の福祉サービスや 基本的な考え方などを定めている。
重症心身障がい	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態のこと。
手話奉仕員	手話により一般的な挨拶や簡単な日常会話ができる人のこと。市町が実施する 手話奉仕員養成研修を修了し、市町が定める要件、方法により登録した人のこ と。
障害者基本法	障がいのある人の自立及び社会参加を支援するための施策について、国及び地方公共団体の責務を規定し、障がいのある人の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律のこと。
障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のこと。「障害者基本法」の基本理念に沿って、障がいを理由とする差別を解消するための措置について定め、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務付けている。
障害者就業・生活支援 センター	障がいのある人の職業的自立を実現するため、就業面と生活面において一体的な相談や支援を行う施設のこと。障がいのある人に対しては、就業に伴う生活の相談、基礎訓練、就職に向けた支援などを、また事業主に対しては、障がいのある人の雇用についての相談支援などを行っている。
障害者情報アクセシ ビリティ推進法	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」のこと。全ての障がいのある人が、あらゆる分野の活動に参加するために、障がいのある人による情報の取得や利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としている。

用語	説 明	
障害者自立支援審査 支払等システム	市町村の委託を受けた国民健康保険団体連合会が、障害福祉サービス提供事業所等の請求の受付から市町村の支払いまで、一連の審査、支払い事務を行うための事務処理システムのこと。全国共通の審査支払いシステムを導入することにより、障害福祉サービス費等の請求、審査、支払い等の事務の効率化と平準化を図っている。	
障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が正式名称であり、障がいのある人のニーズに応じた福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活の総合的な支援を定めた法律のこと。	
自立支援医療	心身の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減 する公費負担医療制度のこと。	
身体障害者手帳	身体上の障がいのある人に対して自治体が交付する手帳。手帳には、障がいの 種別や等級が表示されている。	
精神障害者保健福祉 手帳	何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある 人に対して自治体が交付する手帳のこと。手帳には、障がいの等級が表示され ている。	
成年後見制度	精神上の障がい(知的障がい、精神障がい、認知症など)により物事の判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、後見人などがその人の権利や財産を守る制度のこと。	
【た行】		
地域生活支援拠点	障がいのある人の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた、相談や緊急時の受け入れなど、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みを備えた拠点のこと。	
地域生活支援事業	障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市町村が障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて実施する事業のこと。	
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される仕組みのこと。障がい者施策においても「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めている。	
チャット	インターネットを通じて、リアルタイムで会話をする仕組みのこと。	
聴覚・平衡機能障害	聴覚機能障害とは、音が聞こえない又は聞こえにくい状態のこと。病気、事故等で生じる場合や生まれつきの場合、加齢による場合等がある。平衡機能障害は、姿勢を調節する機能の障がいであり、四肢体幹に異常がないにもかかわらず起立や歩行に何らかの異常がある状態のこと。	
【な行】		
内部障害	身体内部の臓器に障がいがあること。心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、H I V による免疫機能、肝臓機能のいずれかの障がいにより日常生活や社会生活に支障がある状態のこと。	

用語	説明			
ねっとWorkジョ	八幡浜・大洲圏域に設置されている障がい者就業・生活支援センターのこと。就職を希望している又は在職中の障がいのある人が抱える課題に対して、雇用及び福祉の関係機関と連携し、就業面及び生活面の一体的な支援を行っている。			
農福連携	障がいのある人等が農業分野で活躍することを通して、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。			
【は行】	【は行】			
発達障がい	生まれつき脳の発達に障がいがあることの総称で、通常、低年齢において発現し、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、学習障がい(LD)、チック(症)、吃音(きつおん)(症)などに分類される。			
バリアフリー	高齢者や障がいのある人が社会生活を送る上で障壁(バリア)となるものを取り除く(フリー)こと。物理的な障壁だけでなく、高齢者、障がいのある人などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁など、日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去する考え方も含む。			
ピアサポート	障がいのある人が互いに助け合うこと。ピアとは「仲間」「同僚」「同じ時間を 共有していること、同じ立場であること」を意味する。			
避難行動要支援者	災害発生時に一人で避難することが難しい人、避難生活などが困難な人のこと。			
ペアレントトレーニング	障がいのある子どもに専門家が直接支援するのではなく、親が支援者的な役割 を担うことができるように親に対して専門家が行う支援のこと。			
ペアレントプログラム	保護者が子どもとのより良い関わり方を学び、子育ての困りごとを解消し、楽 しく子育てができるよう支援するグループによるプログラムのこと。			
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子どもを育てる経験をし、かつ相談支援に関する一定 のトレーニングを受けた親のこと。			
【や行】	【や行】			
要約筆記	聴覚障がい者のためのコミュニケーション支援の一つで、話されている内容を 要約し、文字にして伝えること。			
【ら行】				
療育	「療」は医療や治療、「育」は教育を意味しており、障がいのある子どもに対し、個々の発達の状態や障がいの特性に応じて、社会的に自立して生活できるよう支援する取組のこと。			
療育手帳	知的障がいのある人に対して自治体が交付する手帳のこと。手帳には、障がい の程度等が表示されている。			
レスパイト施策	在宅で家族の介護や介助をしている家族が、一時的に休息し、リフレッシュが 図れる家族支援のこと。			

宇和島市障がい福祉計画(第7期) 宇和島市障がい児福祉計画(第3期)

発行年月/令和6(2024)年3月

発 行/愛媛県宇和島市

編集/宇和島市保健福祉部福祉課障がい福祉係

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

電 話 (0895) 49-7016

FAX (0895) 24-1160

E-Mail fukushi@city.uwajima.lg.jp